

幼児保育・教育の無償化により、令和元年10月から  
3～5歳児の利用者負担額(保育料)は0円です。

## 利用者負担額表(保育料)

第1階層を除き、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額課税額をもとに利用者負担額(保育料)を算定します。このため、同一年度でも利用者負担額が切り替わることがあります。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (単位:円)		
		3号(3歳未満) ※1		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯	0円	0円	
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等	5,500円	5,350円
		上記以外の世帯	12,000円	11,700円
第4	市町村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
	市町村民税所得割課税額97,000円未満	上記以外の世帯	22,000円	21,600円
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	32,000円	31,400円	
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	39,000円	38,300円	
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	41,000円	40,300円	
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上			

(注釈)

※1 年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の額を適用します。

### ◆ 保育料の軽減について

3歳児から5歳児の保育料は無料です。

生計を一にする子どもが2人以上いる世帯において、第2子以降の保育料は無料になります。

ひとり親世帯等により、保育料が軽減される場合があります。

生活保護世帯および市町村民税非課税世帯の保育料は、無料になります。